

膵臓移植希望者（レシピエント）選択基準

1. 適合条件

（1）ＡＢＯ式血液型

ＡＢＯ式血液型の一致 (identical) 及び適合 (compatible) の待機者を候補者とする。

（2）リンパ球交差試験（全リンパ球又はＴリンパ球）陰性

2. 優先順位

適合条件に合致する移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、優先順位は、以下の順に勘案して決定する。

（1）親族

臓器の移植に関する法律第6条の2の規定に基づき、親族に対し臓器を優先的に提供する意思表示されていた場合には、当該親族を優先する。

（2）臓器提供者（ドナー）が20歳未満の場合は、選択時に20歳未満である移植希望者（レシピエント）を優先する。

（3）ＡＢＯ式血液型

ＡＢＯ式血液型の一致 (identical) する者を適合 (compatible) する者より優先する。

（4）HLAの適合度

下表の順位が高い者を優先する。

順 位	DR座のミスマッチ数	A座及びB座のミスマッチ数
1	0	0
2	0	1
3	0	2
4	0	3
5	0	4
6	1	0
7	1	1
8	1	2
9	1	3
10	1	4
11	2	0
12	2	1
13	2	2
14	2	3
15	2	4

(5) 膵臓移植（腎移植後膵臓移植、膵単独移植）と膵腎同時移植

- ① 臓器提供者（ドナー）から膵臓及び腎臓（2名の腎臓移植希望者（レシピエント）に提供される場合に限る。）の提供があった場合には、膵腎同時移植、腎移植後膵臓移植、膵単独移植の順に優先される。ただし、膵腎同時移植希望者（レシピエント）が優先されるのは、DR座の1マッチ以上のHLA型の適合がある場合に限る。
- ② ①以外の場合には、膵腎同時移植以外の希望者については、腎移植後膵臓移植、膵単独移植の順に優先される。

(6) 待機時間

待機期間の長い者を優先する。

(7) 搬送時間

臓器搬送に要する時間がより短く見込まれる者を優先する。

(8) 膵腎同時移植と腎臓移植

(1)～(7)で選ばれた移植希望者（レシピエント）が膵腎同時移植の待機者である場合であって、かつ、臓器提供者（ドナー）から膵臓及び腎臓（2名の腎臓移植希望者（レシピエント）に提供される場合に限る。）の提供があった場合には、当該待機者が腎臓移植待機リストで下位であっても、当該待機者に優先的に膵臓及び腎臓を同時に配分する。

ただし、膵腎同時移植の待機者が優先されるのは、DR座1マッチ以上のHLA型の適合がある場合に限るが、当該待機者が優先すべき親族である場合は、DR座2ミスマッチであっても優先される。

なお、選ばれた膵腎同時移植の待機者が優先すべき親族でない場合であって、腎臓移植待機リストで選択された移植希望者（レシピエント）が優先すべき親族である場合は、当該腎臓移植希望者（レシピエント）が優先される。

また、臓器提供者（ドナー）が20歳未満の場合であって、選ばれた膵腎同時移植の待機者が20歳以上であり、腎臓移植待機リストで選択された移植希望者（レシピエント）が20歳未満の場合は、当該腎臓移植希望者（レシピエント）が優先される。

(9) 移植を受ける意思があることが確認された以降に、当該移植希望者（レシピエント）の医学的な理由等により、当該移植希望者（レシピエント）への移植ができないことが判明した場合の取扱い

(1)～(7)により腎移植後膵臓移植または膵単独移植希望者（レシピエント）が選定され、移植を受ける意思があることが確認された以降に、当該移植希望者（レシピエント）の医学的な理由等により、当該移植希望者（レシピエント）への移植ができないことが判明した場合には、腎移植後膵臓移植又は膵単独移植希望者（レシピエント）の中から膵臓移植希望者（レシピエント）の選択をやり直す。

(10) 臓器摘出術の開始以降に移植に適さないことが判明した場合の取扱い

- ① (1)～(8)により脾腎同時移植希望者（レシピエント）が選定されたものの、臓器摘出手術の開始以降に脾臓が移植に適さないことが判明した場合には、腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準で選定された腎臓移植希望者（レシピエント）に腎臓を配分する。
- ② (1)～(8)により脾腎同時移植希望者（レシピエント）が選定されたものの、臓器摘出手術の開始以降に片腎が移植に適さないことが判明した場合には、脾臓移植希望者（レシピエント）の選択をやり直すことなく、既に選ばれた当該脾腎同時移植希望者（レシピエント）に脾臓のみを配分する。ただし、当該脾腎同時移植希望者（レシピエント）が脾臓のみの移植を希望しない場合には、腎移植後脾移植又は脾単独移植希望者（レシピエント）の中から脾臓移植希望者（レシピエント）の選択をやり直す。

3. その他

- (1) 脾臓移植希望者（レシピエント）が、医学的理由により当面の間移植を受けられない場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合には、「(別紙) 脾臓レシピエントに係る待機 inactive 制度について」に従い、脾臓移植希望者（レシピエント）の待機リストを「待機 inactive」とする。
- (2) 基準全般については、今後の移植医療の定着及び移植実績の評価等を踏まえ、適宜見直すこととする。

(別紙) 腭臓レシピエントに係る待機 inactive 制度について

1. 制度の概要

移植希望者（レシピエント）が、感染症等の医学的理由により当面の間移植を受けられない状態であると確認された場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合は、患者と主治医が話し合いの上で、各移植施設の登録医師は登録患者の待機リストを「待機 inactive」とし、一時的に臓器のあっせんの対象から除外する。

2. 「待機 inactive」の解除

移植希望者（レシピエント）が医学的理由により移植を受けられない状態ではないと確認され、かつ、移植を希望した場合、各移植施設の登録医師は登録患者の待機リストの「待機 inactive」を解除する。

3. 「待機 inactive」状態における待機期間について

腭臓移植希望者（レシピエント）が「待機 inactive」状態の期間は、腭臓移植希望者（レシピエント）の待機期間の算定対象となる。

4. 腭腎同時移植希望者の「待機 inactive」について

腭腎同時移植希望者（レシピエント）については、腭臓又は腎臓のいずれかが「待機 inactive」の場合、腭臓及び腎臓は臓器のあっせんの対象から除外する。この場合、当該移植希望者（レシピエント）が「待機 inactive」状態の期間は、移植希望者（レシピエント）の待機期間の算定対象となる。